

序

財調で審議された税制改正案が、最終的には加藤友三郎内閣の下で、参考案としての答申という扱いにされたこと（一九二三年七月）は、前章で見た通りである。その後政友会は、一九二三年末開会の第四六議会で地租委譲を求め建議案を提出する。以後委譲論は、政友会の看板政策として位置づけられていく。

委譲論は、中央と地方の関係を再構成する財政的手段として、地方分権論とも結合するものであるが、当時において地方分権論の象徴的課題であったのが、知事公選論である。賛否両論あったこれらの問題への注目は、高橋是清内閣以来の政友会内閣である田中義一内閣期（一九二七～二九年）で頂点に達する。田中内閣はいくつかの点で地方制度を改正したが、知事公選も委譲案も実現されなかった。地租については、続く民政党浜口雄幸内閣の下で地租法が成立することにより、国が調査した賃貸価格に基づいて徴収されることになる。

また、この時期を特徴づける深刻な課題として、昭和恐慌を受けた全般的な不況、地方財政の危機、農村の疲弊という諸問題が認識されるようになってくる。一九三二年の五・一五事件は、政党政治の行き詰まり、農村問題の深刻さを象徴するものであり、犬養毅首相の暗殺を受けて組閣された中間内閣齋藤實内閣の高橋是清蔵相の下で、救農土木事業、農村経済更生運動などの対応が図られるのは周知の事実である。

その点はひとまず措くが、この時期に注目されるのは、地方の構造的特殊性を根拠に、特定の地域への政策的対応を求める活動が盛んになったことである。衆議院議員の松岡俊三（政友会・山形）は、田中内閣において、「雪

害」を根拠に雪害地への特別な対応を求める建議を提出し、雪害救済運動の中心点となる。沖縄県の場合は「ソテツ地獄」を背景に、その特殊性に鑑みた沖縄救済の必要性が認識されるようになる。やがてこれらの地域は、自らの地域のみの地租軽減を目指す地租法改正法案を議会に提出し、その実現を目指すことになる。これは地租委譲論が地租法の成立という形で収束したあとの、地租の画一主義を問題にするものであった。つまり各地域間には格差があるのに、画一的に同じ税率を課せられるのは不平等であるという主張であり、地域の特殊性に対応した政治こそが「平等」であるという意識の下に推進されたものであった。

本章の分析課題は、第一に、地方分権の象徴的課題であった知事公選問題に焦点を当てて論ずることである。第二に、第四六議会以後の地租委譲論の展開を、政友会を中心とする政党政治との関係で考察することである。第三に、衆議院議員松岡俊三が展開した雪害救済運動を中心に、地租の問題に関わる地域の「平等」の問題を分析することである。この三点の分析課題は、地域の課題に対する政党的対応の表れとして理解することができるものであり、時期的には田中義一内閣期を一つの中心としている。そしてこれらの問題は、国家、地方間の関係がいかにあるべきかという点で、それぞれ「平等」をめぐる問題でもあった。本章はこうした問題意識に基づき、「平等」をめぐる政策が糾合する政治過程の場を、政党政治という視角から論ずるものである。知事公選、地租委譲、雪害地・沖縄の地域振興と地租法改正運動——これらは一見ばらばらな課題のように見えるかもしれないが、地域に関わる「平等」の理念が、政治過程の渦のなかで絡み合いながら、具現化を模索されたという意味でつながっているのである。第2章から直接的に継続する分析課題は、本章第2節で扱う地租委譲論であるが、本章第1節で知事公選論を取り上げることにより、地租委譲と関係する地方自治の問題を政党政治の文脈で理解する補助線を引き、第3節では地租委譲論の展開と地域振興の論理を踏まえて地租法改正問題を分析することにより、地租をめぐる歴史的展開を、地域の視点から分析することとしたい。